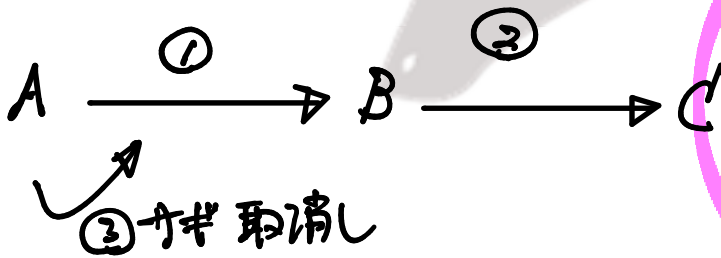


詐欺 宅建 R01-02-2 《#472》

【問】正誤をつけよ。

AがBに甲土地を売却し、Bが所有権移転登記を備えた。AがBとの売買契約をBの詐欺を理由に取り消す前に、Bの詐欺について悪意のCが、Bから甲土地を買い受けて所有権移転登記を備えていた場合、AはCに対して、甲土地の返還を請求することができる。



- ① AB
- ② BC
- ③ 取消し

【答え】正しい

《ポイント》 詐欺

1 **詐欺**による意思表示は、**取り消す**ことができる。

3 上記の規定による詐欺による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。**（**取消前の第三者**）（民法 96 条）

《補講》 取消し後の第三者

取消し後の第三者については、**対抗問題**と考え、**登記の有無**で決する。（大判昭 17.9.30 参照）

⇒ **詐欺・強迫**とも「**取消し後の第三者**」の処理は同じ

- ① AB
- ② 取消し
- ③ BC



① ⇒ 取消しOK

ただし.

取消し前の善意無過失の矛盾者

には. 対抗NG